教員免許事務担当者講習会（2023/2/11）資料

１．大学設置基準の教員関係の改正

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校種 | 適用省令 | 教員制度 |
| 大学（通学制） | 大学設置基準 | 基幹教員 |
| 大学（通信制） | 大学通信教育設置基準 |
| 専門職大学 | 専門職大学設置基準 |
| 短期大学（通学制） | 短期大学設置基準 |
| 短期大学（通信制） | 短期大学通信教育設置基準 |
| 専門職短期大学 | 専門職短期大学設置基準 |
| 大学院（通学制） | 大学院設置基準 | 研究指導教員、研究指導補助教員（従前のとおりで変更はない） |
| 大学院（通信制） |
| 専門職大学院 | 専門職大学院設置基準 |

→今回の改正で教職課程に影響があるのは大学・短期大学。基幹教員制度を導入しなければ特段変更はない。

２．基幹教員

（１）定義

以下の①及び②を満たす教員

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員＜教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定＞ |
| ②右に記載のA又はBのいずれか | （A）当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。）＜一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定＞ |
| （B）当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員 |

[大学設置基準解説資料](https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_05.pdf)30頁をもとに作成

①及び②（B）に要件を満たすことができれば、現行、非常勤講師であっても基幹教員となることができる。

◆[令和4年度大学設置基準等の改正に係るQ&A](https://www.mext.go.jp/mext_02034.html)：Q11

|  |
| --- |
| Q　「専ら当該大学の教育研究に従事する者」とは、どのような意味ですか。A　一の大学でフルタイム雇用されている者（事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者（当該フルタイム労働者と1週間の所定労働時間が同じ有期雇用労働者を含む。））であって、月額報酬20万円以上かつ当該大学以外の業務の従事日数が週3日未満であること等を満たす者を想定しています。なお、当該要件については、学部等の単位ではなく、大学等の単位で適用する必要があり、例えば、同一の大学等において、一の学部等で「専ら当該大学の教育研究に従事する」基幹教員として取り扱う場合、他の学部等で同様に当該学部等における必要最低教員数に算入可能な基幹教員として取り扱うことは認められません。  |

つまり基幹教員には次の4種類の方がいるということになる。

①A大学の常勤教員＜専ら当該大学の教育研究に従事する者＞

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員。

②A大学の常勤教員＜専ら当該大学の教育研究に従事する者＞

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員。

③A大学の常勤ではない教員＜専ら当該大学の教育研究に従事する者以外＞

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員。＜例：大学に籍を置かない者（企業等）、非常勤講師が想定される＞

⇒複数の大学・学部等で算入可能（各々の学部で年間8単位以上担当）

④A大学の常勤教員でB学部に所属＜専ら当該大学の教育研究に従事する者＞

B学部の教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当、C学部においても教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当。

⇒「専ら当該大学の教育研究に従事する者」以外の者として、複数の学部で算入可能。

■大学設置基準

|  |
| --- |
| （授業科目の担当）第8条　大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。2・3　＜略＞ |

■大学設置基準別表第1イ（1)

|  |
| --- |
| 一　この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする（（2）の表及び別表第2において同じ。）。二　この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下この号及び次号において同じ。）において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができる（（２）及びロの表において同じ。）。 |

◆[令和4年度大学設置基準等の改正に係るQ&A](https://www.mext.go.jp/mext_02034.html)：Q27

|  |
| --- |
| Q　同一大学における2つの学部で教育課程の編成等に責任を担っており、それぞれで主要授業科目を担当するとともに、年間8単位以上の授業科目を担当している教員について、一方の学部で「専ら当該大学の教育研究に従事する者」として必要最低教員数に算入する場合、もう一方の学部でも、基幹教員として必要最低教員数に算入することは可能でしょうか。A　ある学部で「専ら当該大学の教育研究に従事する者」として必要最低教員数に算入する場合、別の学部で、重複して基幹教員として必要最低教員数に算入することはできません。なお、当該教員を、複数の学部で基幹教員として重複して必要最低教員数に算入するには、いずれの学部でも、「専ら当該大学の教育研究に従事する者」以外の者として、必要最低教員数の4分の1までの範囲内で計上することになります。これに関連して、各大学等の必要最低教員数の算出に当たり、同一の基幹教員を、当該大学に置く学部等の種類及び規模に応じ別表に定める基幹教員の数と、大学全体の収容定員に応じ別表に定める基幹教員の数とに、重複して算入することは認められません |

３．いつから基幹教員制度に移行するのか

（１）今後認可申請・届出設置に伴う改組がなければ従前の専任教員の制度のまま。

◆[令和4年度大学設置基準等の改正に係るQ&A](https://www.mext.go.jp/mext_02034.html)：Q35

|  |
| --- |
| Q　既設の大学等については、いずれのタイミングで基幹教員の規定を適用することになるのでしょうか。A　今回の改正では、現に設置されている大学等に対する基幹教員の規定の適用については、従前の例によることができることとしており、このことに特に期限はありません。 |

（２）2023（令和5）・2024（令和6）年度開設の改組については従前の制度か基幹教員制度を選択できる。

（３）2025（令和7）年度以降開設の改組については基幹教員制度適用となる。

■大学設置基準附則

|  |
| --- |
| （認可の申請に係る審査に関する経過措置）第2条　令和5年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第1条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。2　令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。3　令和7年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。 |

◆[令和4年度大学設置基準等の改正に係るQ&A](https://www.mext.go.jp/mext_02034.html)：Q90

|  |
| --- |
| Q今回の改正は令和4年10月1日が施行日とされていますが、経過措置等は置かれているのでしょうか。A　今回の改正については、現に設置されている大学等に対する基幹教員、校舎及び研究室に関する各規定の適用については従前の例によることができることとし、大学の準備が整ってから適用することも可能としているほか、以下の経過措置を設けています。・施行時に設置認可審査を受けている申請（令和5年度開設等）や施行日前の設置等に係る届出については、改正前の規定を適用すること。・令和6年度に行おうとする設置等の認可の申請に係る審査や令和5年度・令和6年度に行おうとする設置等の届出については、大学等の選択により、改正前の規定を適用することも改正後の規定を適用することも可能であること。・令和7年度以降に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、改正後の規定を適用すること。（ただし、改組を大学等の一部の組織（学部・学科等）で行う場合であっても、大学全体に改正後の規定が適用されるため、改組に当たっては事前に全学的な確認・準備が必要です。） |

◆文部科学省高等教育局大学教育・入試課法規係への質問＆回答（2023/1/30）

|  |
| --- |
| Q　質問タイトル：令和4年改正大学設置基準附則第3条第2項の解釈につきまして条文では「令和5年度又は令和6年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。」とあります。「令和5年度又は令和6年度に行おうとする大学の設置等の届出」の解釈ですが、当方では、令和6年度に設置届出書を提出し、令和7年度開設の場合、この規定が適用されず改正後の規定のみ適用されると解釈しておりますが、その理解で正しいでしょうか。A　お尋ねのありました件については、お見込みのとおりです。 |

（４）基幹教員制度は1学科等だけでの適用ということはできず、当該学科等が属する大学全体に適用となる。

◆[令和4年度大学設置基準等の改正に係るQ&A](https://www.mext.go.jp/mext_02034.html)：Q33

|  |
| --- |
| Q　大学等の一部の学部等に限り、基幹教員の規定を適用することは可能でしょうか。A　今回の改正において、現に設置されている大学等に対する基幹教員の規定の適用については、従前の例によることができることとしていますが、基幹教員の規定を適用する場合には、大学等の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず、大学等の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があります。 |

４．改正大学設置基準を受けての教職課程認定基準における専任教員の定義

専任教員⇒教職専任教員

改正された条文からは学科等所属でないセンター所属教員も教職専任教員として扱うことができるように読めるが、従来の取り扱いから変更なし。改正通知の留意事項等において次のとおり示されている。

これまでは学科等所属ではないセンター所属教員は教職課程認定基準上の専任教員として扱うことはできなかったが、今般の改正により、学科等に籍を有するところまでは求めず、教職課程認定基準3（7）②～④の要件を満たしていればよいという扱いとなった。

■[令和4年11月25日付け事務連絡](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/202211281805-%E3%80%90%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7%B5%A1%E3%80%91%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E8%A8%AD%E7%BD%AE%E5%9F%BA%E6%BA%96%E7%AD%89%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E4%BC%B4%E3%81%86%E6%95%99%E8%81%B7%E8%AA%B2%E7%A8%8B%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E5%9F%BA%E6%BA%96%E7%AD%89%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf)

|  |
| --- |
| （１）教職専任教員の定義について本改正により、従前の教職課程における「専任教員」を「教職専任教員」と名称を改め関係規定を整理するとともに、必要教職専任教員数の４分の１の範囲内でただし書教員を含めることができることとしたが、ただし書教員の取り扱いを除き、従前の教職課程の専任教員の考え方自体を変更するものではないこと。なお、教職課程認定基準（以下「基準」という。）３（７）①において、「全学的に教職課程を実施する組織」を新たに追加しているが、これまでも教職センター等の全学的に教職課程を実施する組織に籍を置き、かつ認定を受けようとする学科等にも籍がある者を当該学科等の専任教員として取り扱うことを運用上認めていることを踏まえ、本規定において明確化したものであること。 |

■教職課程認定基準３

|  |
| --- |
| （７）認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。①　専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者②　当該学科等の教職課程の授業を担当する者③　当該学科等の教職課程の編成に参画する者④　当該学科等の学生の教職指導を担当する者 |

■改正前の教職課程認定基準３

|  |
| --- |
| （７）認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、４－３（５）ⅰ）（※２）（※３）、４－４（５）ⅰ）（※２）（※３）、４－８（４）ⅱ）①②の場合を除く。 |

■改正前の課程認定審査の確認事項

|  |
| --- |
| ３　教員組織関係（１）基準３（７）に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。①当該学科等の教職課程の授業を担当②当該学科等の教職課程の編成に参画③当該学科等の学生の教職指導を担当 |

基幹教員制度を導入しなければ、教育課程（卒業や修了要件）に参画することまでは求められないが、基幹教員制度を導入した場合は、当該学部の教育課程の編成に参画することになる。

◆[教職課程再課程認定等説明会質問回答集（平成30年1月9日版）](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)：Q95

|  |
| --- |
| Q　手引き（H30年度開設用）のQ&A No21においては、専任教員の定義のひとつとして「②当該学科等の教育課程の編成に参画すること」とある。教職課程認定審査の確認事項の3（1）②では、「当該学科等の教職課程の編成に参画」となっている。必ずしも学科全体の教育課程の編成に参画しなければならないわけではなく、教職課程の編成に参画すればよい、との理解でよいか。A　御質問のとおり、当該学科の「教職課程」の編成に参画していればよく、教育課程（卒業や修了要件）に参画することまでを求めるものではない。 |

◆令和6年度開設用手引き別冊：Q76

|  |
| --- |
| Q　学科等にではなく、教職センターのような学内組織に所属する教員は、学科等の教職専任教員として含めてもよいか。A　教職センターに所属している教員であっても、教職課程認定基準３（７）①～④を満たしていれば、学科等の教職専任教員として含めてもよい。 |

５．基幹教員の要件を満たさない年度については基幹教員数に算入できないが、教職課程認定基準上は算入できる。

◆令和6年度開設用手引き別冊：Q116

|  |
| --- |
| Q　教職課程における教職専任教員が、海外研修（サバティカル）や育児休業等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに教職専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。A　海外研修（サバティカル）や育児休業等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも教職専任教員を新たに雇用することは要しないが、当該期間において、教職専任教員と同等の役目を果たす代わりの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。なお、その際、教職専任教員を新たに雇用する場合や既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合など、変更届が必要な場合に該当する対応を行うのであれば変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。 |

◆[令和4年度大学設置基準等の改正に係るQ&A](https://www.mext.go.jp/mext_02034.html)：Q22

|  |
| --- |
| Q　教育課程の編成等に責任を担っているが、授業を全く担当していない教員は、基幹教員となることはできないのでしょうか。当該教員が、学長・副学長や学部長等の職にある場合も同様でしょうか。A　授業を全く担当していない教員は、基幹教員となることはできません。なお、学長・副学長や学部長等であっても、授業を全く担当していない場合には、基幹教員となることはできません。 |

◆[令和4年度大学設置基準等の改正に係るQ&A](https://www.mext.go.jp/mext_02034.html)：Q25

|  |
| --- |
| Q　ある基幹教員が、サバティカル等の取得に伴い、基幹教員の要件を満たさなくなった場合、当該教員は基幹教員からは外れることになるのでしょうか。A　サバティカル等の取得による場合も含め、教育課程の編成等に責任を担う立場を離れたり、授業科目の担当を外れたりするなどして、基幹教員が所定の要件を充足しなくなった場合、当該教員は、基幹教員から外れることになります。また、この教員が基幹教員ではなくなることに伴い、必要最低教員数に不足が生じるのであれば、速やかに不足分を補充する必要があります。 |

６．教職専任教員の種類

（１）教職課程認定基準３－７に定める教員

■教職課程認定基準３

|  |
| --- |
| （７）認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。①　専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者②　当該学科等の教職課程の授業を担当する者③　当該学科等の教職課程の編成に参画する者④　当該学科等の学生の教職指導を担当する者 |

（２）ただし書教員＜基幹教員制度導入大学のみ＞

専ら当該学科等の教育研究に従事しない教員で、認定基準3－7の②～④を満たす教員

■教職課程認定基準4－1（3）

|  |
| --- |
| （※４）３（７）の規定にかかわらず、大学設置基準別表第１イ(1)備考第２号、大学通信教育設置基準別表第１備考第２号、専門職大学設置基準別表第１イ備考第２号、短期大学設置基準別表第１イ備考第２号、短期大学通信教育設置基準別表第１備考第３号又は専門職短期大学設置基準別表第１イ備考第２号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、３（７）②から④までの事項を満たす者（「ただし書教員」という。以下、必要教職専任教員の規定において同じ）は、本表の必要教職専任教員数の合計の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する１人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。 |

他の学校種においても同様の規定がある。

◆文部科学省教育人材政策課への質問＆回答（2023/2/7）

|  |
| --- |
| Q　改正後の教職課程認定基準４－４（５）i（※4）に規定されている教科に関する専門科目におけるただし書き教員についての質問です。例えば、A学科には理科、B学科には農業の課程がある場合、AとBの両方の学科において基幹教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者以外で両学部において8単位以上担当する教員）となる者がいる場合でA学科においては理科の教科に関する専門的事項に関する科目を担当し、B学科においては農業の教科に関する専門的事項に関する科目を担当する場合、両方の学科においてそれぞれ教職専任教員として扱うことができるという理解でよろしいでしょうか。 A　いただいた御質問について検討した結果、以下の回答となります。A学科で農業、B学科で理科のように課程認定基準4－8（4）ⅱ）の特例で共通開設を認めていない組み合わせは、それぞれの学科において教職専任教員と扱うことはできません。ただし書教員であっても上記特例の特例は設けていないためです。 |

（３）みなし教職専任教員＜中高の教科に関する専門的事項に関する科目のみ＞

改正前後で変更なし。

■教職課程認定基準4－3（5）　高校も同趣旨の条文のため4－4（5）（※5）の掲載は割愛

|  |
| --- |
| （※５）（※２）（※３）又は（※４）による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とすること。 |

（４）共通開設科目担当教員

改正前後で変更なし。

■教職課程認定基準4－8

|  |
| --- |
| **４－８　授業科目を共通に開設できる場合の特例**（4）教職専任教員の配置ⅰ）同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合（略）ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合３（７）の規定にかかわらず、以下の場合は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。①「教科に関する専門的事項」「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員（ただし、中学校教諭の教職課程にあっては４－３（５）ⅰ）表及び高等学校教諭の教職課程にあっては４－４（５）ⅰ）表に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者でなければならない。）②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員。 |

７．今回の改正で新たに加わった「ただし書」教員

（１）「ただし書」教員とは

■教職課程認定基準4－1

|  |
| --- |
| （３）幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。 |
|  | 「領域に関する専門的事項」 | 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 |  |
| ①幼稚園全領域のうち、３領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて１人合計３人以上 | ②教育の基礎的理解に関する科目において１人③「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において１人合計３人以上 |
| （※１）本表は、入学定員が５０人までの場合である。入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて２人増員しなければならない。（※２）「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。（※３）同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。**（※４）３（７）の規定にかかわらず、大学設置基準別表第１イ(1)備考第２号、大学通信教育設置基準別表第１備考第２号、専門職大学設置基準別表第１イ備考第２号、短期大学設置基準別表第１イ備考第２号、短期大学通信教育設置基準別表第１備考第３号又は専門職短期大学設置基準別表第１イ備考第２号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、３（７）②から④までの事項を満たす者（「ただし書教員」という。以下、必要教職専任教員の規定において同じ）は、本表の必要教職専任教員数の合計の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する１人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。**（※５）短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。 |

■大学設置基準別表第1イ（1)

|  |
| --- |
| 一　この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする（（2）の表及び別表第2において同じ。）。二　この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下この号及び次号において同じ。）において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができる（（２）及びロの表において同じ。）。 |

「ただし書教員」に該当する人は

①自学部の科目を年間8単位以上担当する非常勤講師（他大学の学科等または自大学他学科等にても8単位以上担当していることが前提となる）

②自学部の科目を年間8単位以上担当する自大学他学部の教員（他学部他学科等においても8単位以上担当していることが前提となる）

まとめると

①当該学科等の科目を年間8単位以上担当する非常勤講師又は当該学科等の科目を年間8単位以上担当する当該大学他学科等の教員（別の学科等においても8単位担当していることが前提）

②当該学科等の教職課程の授業を担当する者

③当該学科等の教職課程の編成に参画する者

④当該学科等の学生の教職指導を担当する者

となる。

（２）幼稚園

■教職課程認定基準4－1

|  |
| --- |
| （３）幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。 |
|  | 「領域に関する専門的事項」 | 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 |  |
| ①幼稚園全領域のうち、３領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて１人合計３人以上 | ②教育の基礎的理解に関する科目において１人③「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において１人合計３人以上 |
| （※１）本表は、入学定員が５０人までの場合である。入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて２人増員しなければならない。（※２）「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。（※３）同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。**（※４）３（７）の規定にかかわらず、大学設置基準別表第１イ(1)備考第２号、大学通信教育設置基準別表第１備考第２号、専門職大学設置基準別表第１イ備考第２号、短期大学設置基準別表第１イ備考第２号、短期大学通信教育設置基準別表第１備考第３号又は専門職短期大学設置基準別表第１イ備考第２号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、３（７）②から④までの事項を満たす者（「ただし書教員」という。以下、必要教職専任教員の規定において同じ）は、本表の必要教職専任教員数の合計の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する１人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。**（※５）短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。 |

定員50名の場合、必要最低教職専任教員は6名必要。その4分の1は1.5名。4分の1の範囲内となるので1名となる。

★ただし書教員を使用するメリット

複数の学科間で共通開設できない保育内容の指導法、領域に関する専門的事項に関する科目について、複数学科間で基幹教員となった場合、授業科目は共通開設できないものの、教職専任教員として両学科でカウントできる。＜今後文部科学省に確認予定＞

複数大学間で同一のただし書教員を用いる場合については、教職課程認定基準1を踏まえ、それぞれの大学が責任をもって教職課程の質保証を行うこととなり、同一大学内とは異なり、どういった免許種の組み合わせでもそれぞれの大学で必要専任教員数に算入が可能。

具体例

（1）算入不可の場合

① A学科には理科、B学科には農業の課程がある場合、AとBの両方の学科において基幹教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者以外で両学部において8単位以上担当する教員）となる者がいる場合でA学科においては理科の教科に関する専門的事項に関する科目を担当し、B学科においては農業の教科に関する専門的事項に関する科目を担当する場合。

→課程認定基準4－8（4）ⅱ）の特例で共通開設を認めていない組み合わせは、それぞれの学科において教職専任教員と扱うことはできない。ただし書教員であっても上記特例の特例は設けていないため。

② 幼稚園の課程を2学科設置する場合、複数の学科間で共通開設できない保育内容の指導法、領域に関する専門的事項に関する科目について、両学科で基幹教員となった場合も両学科において教職専任教員として両学科でカウントできない。

→共通開設の特例の規定がないため。

（2）算入可の場合（＝複数大学間で同一のただし書教員を用いる場合）

① 本学で理科、他大学で農業の教科に関する専門的事項に関する科目を担当するという場合。

② 本学で「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」、他本学で「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」を担当するという場合。

③ ②に関連して本学において「教職実践演習（中・高）」を担当。他大学においては「教職実践演習（小）」を担当する場合

（３）小学校

■教職課程認定基準4－2

|  |
| --- |
| （４）小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が５０人までの場合、以下の①～④にそれぞれ１人とし、これを含め①～⑤で合計８人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に１人、②～④のいずれかに１人とし、これを含め①～④で合計４人以上とする。また、入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて２人増員しなければならない。なお、３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専任教員数の合計の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置する１人（短期大学の専攻科にあっては①の１人及び②～④の１人）については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。①「教科に関する専門的事項」②教育の基礎的理解に関する科目③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目④「各教科の指導法」⑤「複合科目」 |

定員50名の場合、必要最低教職専任教員は8名必要。その4分の1は2名。4分の1の範囲内となるので2名となる。

（４）中学校

■教職課程認定基準4－3

|  |
| --- |
| （５）中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。ⅰ）「教科に関する専門的事項」 |
|  | 免許教科 | 必要教職専任教員数 |  |
| 国語**社会**数学**理科**音楽美術保健体育保健**技術****家庭****職業**職業指導英語宗教 | ３人以上**４人以上**３人以上**４人以上**３人以上３人以上３人以上３人以上**４人以上****４人以上****４人以上**２人以上３人以上３人以上 |
| （※１）英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、３人以上とする。（※２）３（７）の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合､当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。（※３）「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。**（※４）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。**（※５）（※２）（※３）又は（※４）による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とすること。 |

必要教職専任教員数が4名となる教科において、1名をただし書教員として充てることができる。

■教職課程認定基準4－3

|  |
| --- |
| ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。 |
|  | 当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 | 必要教職専任教員数 |  |
| ８００人以下 | ２人以上 |
| ８０１人～１，２００人以下 | ３人以上 |  |
| **１，２０１人～** | **４人以上** |  |
| （※１）教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において１人・「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）において１人**（※２）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、（※１）のそれぞれ配置する１人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。** |

入学定員1,201名以上の場合において、1名をただし書教員として充てることができる。

★ただし書教員を使用するメリット

中高の教職実践演習と小の教職実践演習を担当する場合。＜今後文部科学省に確認予定＞

同一大学内では両学科等での教職専任教員への算入不可。複数大学間では算入可（12・13頁参照）。

（５）高等学校

■教職課程認定基準4－3

|  |
| --- |
| （５）高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。ⅰ）「教科に関する専門的事項」 |
|  | 免許教科 | 必要教職専任教員数 |  |
| 国語地理歴史公民数学**理科**音楽美術工芸書道保健体育保健**看護****家庭****情報****農業****工業****商業****水産****福祉****商船**職業指導英語宗教 | ３人以上３人以上３人以上３人以上**４人以上**３人以上３人以上３人以上３人以上３人以上３人以上**４人以上****４人以上****４人以上****４人以上****４人以上****４人以上****４人以上****４人以上****４人以上**２人以上３人以上３人以上 |
| （※１）英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、３人以上とする。（※２）３（７）の規定にかかわらず､当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。（※３）「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。**（※４）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。**（※５）（※２）（※３）又は（※４）による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とすること。 |

必要教職専任教員数が4名となる教科において、1名をただし書教員として充てることができる。

■教職課程認定基準4－3

|  |
| --- |
| ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。ただし、（※１）の教職専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。 |

（６）特別支援学校

■教職課程認定基準4－5

|  |
| --- |
| （４）特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。 |
|  | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域特別支援教育に関する科目 | 視覚障害者に関する教育 | 聴覚障害者に関する教育 | 知的障害者に関する教育 | 肢体不自由者に関する教育 | 病弱者に関する教育 |  |
| 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | １人以上 |
| 特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害ある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | １人以上 | １人以上 | １人以上 |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | １人以上 | １人以上 | １人以上 |
| （※）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の合計の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。 |

必要教職専任教員数が4名以上となる場合において、1名をただし書教員として充てることができる。

（７）養護教諭

■教職課程認定基準4－6

|  |
| --- |
| **４－６　養護教諭の教職課程の場合**（１）養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第９条表備考第１号に規定する科目ごとに開設されなければならない。なお、施行規則第９条表備考第１号により１以上又は２以上の科目について修得するものとされる科目群（「　」内の科目）については、それぞれ、１以上又は２以上の科目が開設されなければならない。（２）（略）（３）養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。ⅰ）養護に関する科目養護に関する科目の必要教職専任教員数は３人以上とし、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち１人は、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）に置かなければならない。ⅱ）「教育の基礎的理解に関する科目等」４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。ただし、（※１）の教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において１人・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において１人 |

養護に関する科目については、ただし書教員に関する規定がないため適用できない。教育の基礎的理解に関する科目等（教職専門科目）については中・高・栄養教諭と同様。

（８）栄養教諭

■教職課程認定基準4－7

|  |
| --- |
| **４－７　栄養教諭の教職課程の場合**（１）栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第１０条表備考第１号に規定する事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まれなければならない。（２）「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第１０条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。（３）栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、４－６（３）ⅱ）に定めるとおりとする。 |

栄養に係る教育に関する科目については、そもそも教職専任教員の配置について規定がない。教育の基礎的理解に関する科目等（教職専門科目）については中・高・養護教諭と同様。

８．教育実習等の時間数について

■教職課程認定基準12

|  |
| --- |
| **１２　教育実習等**（１）教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の１単位あたりの時間数は、３０時間を標準とする。 |

◆令和4年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会資料2・10頁

|  |
| --- |
| ※1単位あたり30時間を大きく下回る場合を除き大学の判断で時間設定を行うことを妨げるものではない。ただし、大学設置基準等における単位の計算方法が、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする点は従前と変わらないことに留意。 |

以　上